

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令 和 8 年 3 月 9 日

函 館 税 関 長            田 中    透

1. 被許可者の住所及び名称

秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地

秋田空港ターミナルビル株式会社  
(法人番号：4410001000202 )

2. 保税蔵置場の名称及び所在地 (管轄官署：秋田船川税関支署秋田空港出張所)

秋田空港ターミナルビル株式会社 保税蔵置場

秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地      秋田空港内

3. 更新した期間

自 令 和 8 年 4 月 1 日

至 令 和 1 4 年 3 月 3 1 日